

第105号

 広報

昭和54年3月19日

編集と発行

発行 嘉手納町役場

編集 企画経済課広報係

嘉手納町字嘉手納81番地
〒904-02

☎ (098976)2001・2628

かでな



題名：校庭のガジュマル

桃原春樹くん(屋良小学校3年生)の作品

吉浜朝永氏(前助役)が当選

十年ぶりの選挙となった町長選挙

古謝前町長の県出納長への転出に伴う町長選挙は、二月十八日に行なわれ、十年ぶりの激しい選挙となりました。開票は、翌日の十九日午前八時三〇分から行なわれ、その結果吉浜朝永氏(前助役)が町民の圧倒的な支持を得て第三代目(分村から通算して九代目)の町長に当選し、二十一日には町選挙管理委員会から当選証書が交付されました。



2月21日には町選挙管理委員会から吉浜氏へ当選証書が文付された。

かつてない激しい選挙となった町長選挙は、十一日に告示され、德里政信氏と吉浜朝永氏の両氏が立候補の届出をし、七日間にわたる激しい選挙戦を展開しました。

投票は、町民の関心が高い中で行なわれたことや、天気も良好だったこともあって投票者の出足も良好で、先の県知事選挙の八六・三五パーセントという投票率を上回る八八・七九パーセントになりました。

開票は翌日行なわれ、開票場となった中央公民館大ホールには、開票開始前から多くの町民

が詰めかけて票の行くえを見守っていました。開票がどんどん進むにつれて館内は熱気につつまれ、当落がほぼ確定的となった午前十時三〇分現在の開票速報に思わず歓声を上げるやうなめ息をつくやうで悲喜こもごもな風景でした。

なお、両候補の得票数は次のとおりです。

【德里政信候補】

三、〇一二票

【吉浜朝永候補】

四、六五五票

【無効票】

六二票

新町長、職員の中を初登庁す

就任式挙行される



職員の間、拍手の中を初登庁する吉浜新町長

町民の圧倒的支持を得て第三代目町長に決まった吉浜朝永氏(前助役)の就任式が、二月二十二日午前九時から役場前において挙行されました。

この日、職員の間、万雷の拍手の中を初登庁した吉浜新町長は、新垣収入役から祝辞と激励の辞を受けました。

引き続き就任のあいさつが行なわれ、吉浜町長は、「私は、再びみなさん方と共に仕事ができるというこ

の感激でいっぱいである。私はお互いが一致団結して、お互いが策定した基本構想に基づき、速かに基本計画、実施計画を策定し、これらの諸施策を誠実に町政の場に反映させ、町民本意の、そして町民参加の町政を進めていきたい。」と、向う四年間町政を担当するに当たって、力強い決意の一端を述べました。このあと吉浜町長は、二〇〇名余の全職員を代表した水道課の幸地洋子さんから花束が贈られ、感無量といった面持ちでした。



去った二月十八日に執行されました町長選挙におきましては、町民皆様の深いご理解とご支持をいただき、このたび町政を担当することになりました。

もとより浅学非才の身ではあります、町民皆様が私にお寄せ下さいましたご信頼を思い、その責任の重大さに身のひきしまる思いで、決意を新たにしている次第であります。

町民の皆様には、このたびの選挙で大変ご迷惑をおかけいたしました、私は一日も早く選挙によるしりを解消し、全町民がこぞって信頼し支持して下さる町政を心がけ、明るく豊かな住みよい嘉手納町の建設と、町民生活の充実に向上をめざして最善の努力を傾注してまいります。

なにとぞ町民皆様の尚一層のご鞭撻とご指導、ご協力を切にお願い申し上げます。

す。

私は、町政を担当するものの基本姿勢として、町民の融和のもとに心のふれあいを大事にした行政の確立を願っており、常に町民皆様のご意見を把握することに努めながら、町民生活優先を基本にして少数意見も大事にした全町民党的立場に徹し、町内問題については、是非々々主義を採用して行政の執行にあたり、不偏不党、公平無私の態度を堅持して、町民ひとりびとりに行政の効果が行き届くように配慮し、細心の計画で大胆な

就任のあいさつ

嘉手納町長 吉 浜 朝 永

行政運営を念頭において、粉骨砕身町勢発展に努めて参る所存であります。

私たちの嘉手納町は、広大な嘉手納基地が所在することにより、狭隘な地域に私たち町民はひしめきあつての生活を余儀なくされており、都市基盤の整備や産業構造を著しくゆがめるとともに私たちの生活に大きな不安と障害をもたらしております。

私は、町民生活優先の立場にた

つてこの米軍基地の大幅な整理縮小を求め土地の有効利用を推進し、更に基地から発生する諸々の公害や、B52の飛来についても常に町民の立場にたつて阻止する姿勢を堅持して参ります。

また、基地問題を除く行政面において、私は昨年十二月町議会定例会において議決されました基本構想の基本理念である平和・人間尊重・住民自治を基本とし、健康で安全、便利で快適な生活を将来にわたつて堅持できるように新しい地域社会をめ

ざして、町民皆様と町政が一体となつて活力ある豊かな町づくりをめざした施策を計画し、効率的な行政執行を推進していく所存であります。

以上、紙面の都合上抽象的政策の表現となりましたが、その他行政運営に必要な事項につきましても特に配慮して努力する所存でありますので、重ねて町民皆様のご鞭撻とご協力を切にお願い申し上げます。就任に当たつてのご挨拶といたします。

認定請求はお早めに！

児童手当制度について

児童手当制度とは、国、都道府県、市町村と事業主が費用を持ちあい、児童を養育する人に児童手当を支給することによつて、家庭生活の安定と次代を担う児童の健全育成、資質の向上を図ることをねらいとした制度です。

児童手当の

受給資格と支給額

《受給資格》 児童手当は、日本国内に住所がある日本国民が次の要件にあてはまっているときに支給されます。

①十八歳未満の児童を三人以上養育しており、その内の一人以上が義務教育終了前の児童であること。

②その人の前年（一月から五月までの月分の児童手当については前々年）の収入が一定の額（例えば、給与所得者については六人世帯の場合四百九十七万円）に満たないこと。

《支給額》 児童手当の額は三

人以上の児童のうち、出生順に教えて三人目以降である義務教育終了前の児童一人につき月額五千円。ただし、市町村民税に係る所得割額のない受給者は月額六千円。

児童手当の認定請求

はじめて児童手当を受けようとする方は、すぐに認定請求書を厚生課（中央公民館一階）へ提出して下さい。

児童手当の支給を受けられるのは認定請求をした月の翌月からとなつていますので、受給資格が生じた場合や、住所が変わった場合にはすぐに認定請求をして下さい。そうしないと受けられる月分の児童手当が受けられなくなります。

※詳細につきましては厚生課児童手当係までお問い合わせください。 ☎ 四四八九

広報無線施設の設置工事着工

緊急時にも威力を発揮

放送開始は四月から

このほど、本町の広報無線施設の設置工事が着工され、四月からの放送開始をめざして、急ピッチで進められています。

現在、スピーカーなどの取り付け工事や役場内の放送室の整備が完了し、あとはアンテナ、無線機器類などの設置だけとなっており、遅くとも三月いっぱいには完成する予定です。なお

総事業費は二千二百万円。

この広報無線施設は、役場内の親局（ミニ放送局）と町内十三箇所に設けられた子局（受信し拡声する）からなり、①町民へのお知らせや連絡②災害などの緊急時の通報③午前七時、正午、午後五時の時報などを、町内一斉に、またはブロック別に連絡できる無線放送システムで特に緊急時などの場合には、消防本部からも制御できるようになっています。

これが完成すると、これまで広報車による町民へのお知らせや広報活動などが、このシステムに代り、また、現在消防本部からのサイレンによる時報が、チャイムの時報に代ることになり、本町の防災行政や福祉向上の強力な推進、広報業務の能率アップなどが図れることとなります。



嘉手納町広報無線施設位置図

国民年金 32 だより

国民年金の種類は7つ

国民年金には、皆さんが長い人生の節々で、どんな事故に会っても年金を支給して親切に手当てする仕組みが整っています。年金の額は、月額で老齢年金が三万七、九二五円（二十五円納付）、障害年金（一級）は四万八、一三三円、同（二級）と母子年金など（別表参照）は各三万八、五〇八円、寡婦年金は夫が受ける老齢年金の半額です。これらの年金は、物価の上昇に合わせて増額されますので将来目減りすることがありません。次の表のいずれかに該当することになりましたら、すぐに町役場国民年金係に受給申請をしてください。

年金が受けられるとき		年金の種類
六十五歳になったとき（本人に支給）	（本人に支給）	老齢年金
病气やケガで、不具廃疾となったとき	（本人に支給）	通産老齢年金
夫が死亡して、母子家庭となったとき	（妻に支給）	障害年金
父、祖父又は息子の死亡で、祖母が孫を、姉が弟妹を抱える状態になったとき（祖母又は姉に支給）	（妻に支給）	母子年金
父又は母の死亡で、孤児になったとき	（子に支給）	準母子年金
夫が老齢年金を受けないまま死亡したとき	（妻に支給）	遺児年金
		寡婦年金

奥間偉功氏、表彰される

社会体育の向上に貢献



町体育指導委員の奥間偉功氏が、このほど、社会体育の振興に大きく寄与したということで九州地区体育指導委員協議会より表彰されました。

これは、同協会が体育指導委員として永年にわたって体育スポーツの普及振興に尽された方々を、毎年開催される九州地区体育指導委員研究大会において表彰するもので、今回は、福岡など九州各県から十九名、県下から奥間氏等二名、計二十一名がその功績を称えられました。

奥間氏は、和年三十八年に体育指導委員として町教育委員会

から任命され、十五余年にわたって教諭を勤めるかたわら、町の体育スポーツの向上、町民の体力増進のために尽して来られました。

ところで、体育指導委員の任務は、地域における体育スポーツの振興のために、住民に対し体育スポーツの実技の指導、助言などを行なうもので、現在、本町では八名の指導委員が日夜奮闘なされています。



昭和54年度

大学入学

資格検定について

これは、高等学校を卒業していない等のため大学入学資格を有しない者に對し、高等学校の卒業者と同等以上の学力があるかどうかについて検定を行ない合格者に大学入学資格を与える制度であります。

【受検資格】

□ 中学校を卒業した者又は学校教育法施行規則第六三条により中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、高等学校又は高等専門学校に入学しなかった者（ただし、高等専門学校の第三学年修了者は含まれない）

□

高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する者

□

旧国民学校令による国民学校初等科を修了した者

【願書受付期間】

昭和五十四年五月十八日～六月八日まで

【受付場所】

沖繩県教育委員会学校指導課

【検定実施期日】 昭和五十四年七月三十一日～八月三日

※その他詳細につきましては、

県教育庁学校指導課へお問合せ下さい。

☎〇九八八六六―二四七一

フォト・ニュース

農畜産物共進会賑う！

＝東区自治会＝



東区自治会主催による恒例の農畜産物共進会が、三月三日同区の公民館で催され、多くの区民が足を運びました。

当町の農業従事者の五割近くを占める東区では、区民に農業についての認識を高めさせると共に、農家の技術や所得の向上と農畜産物の資質の向上等を図るために毎年催しているもの。

今回は、二〇〇点余が出品され、その中から四八点が入選に輝きました。

嘉小の三年生、役場を見学！

役場ってどんな仕事をしているのかなあ……。二月十六日の訪れました。

朝、嘉手納小学校の三年生約二

この日、七名の先生方に伴わ

れた生徒たちは、各課を見学したあと奥島総務課長から説明を受け、熱心にメモをとったり、また、「どんな仕事をしているの」、「税金ってなに」などと質問も活発でした。



「ご協力ありがとうございました」 歳末たすけあい運動

昨年十二月一日より、歳末たすけあい運動が展開されましたが、町民各位の多大なるご理解とご協力により予想以上の実績を上げることができました。

町民各位のご協力に対し深く感謝申し上げます。なお義援金は生活困窮世帯や一人暮らし老人など六〇世帯へ配分されました。

【実績額】 四三八、九五一円
戸別……………三四七、九五一円
その他……………九一、〇〇〇円

— 配分先別配分額 —

配分先	世帯数	配分額	人員
障害児(者)	3	24,000	20
ねたきり老人	2	16,000	4
一人暮らし老人	5	40,000	5
生活困窮世帯	32	256,000	153
母子世帯	18	144,000	58
合計	60	480,000	240

※41,049円は町社協予算から繰入れ



「小さいのち」赤ちゃんがあなたのおなかに宿っています。

無事、すこやかに育ってくれるよう幸福感と不安がまじった気持ちで毎日を過ごされていることでしょう。特に始めて赤ちゃんを産む方は、これから出産という厳粛な事実に向かっている不安の度合も大きいことでしょう。

女性が妊娠して赤ちゃんを産むことは決して病気ではありません。自然の現象です。しかし、妊娠すると赤ちゃんが生まれるまで母体には色々な変化が現われてきます。

心身ともに健やかな赤ちゃんを産むためには、まず母体が健康でなければなりません。健康状態を確認し、もし異常があれば早く発見して取り除くこと。そのために妊娠中の定期健康診断が心要です。また、出産までに知っておきたい基本的な知識や心がまえ等があるはずで

シリーズ

今月の健康 ⑨

保健衛生課

妊娠おめでとうございました

— 安産学級へのお誘い —

～学級内容～

	内 容
第1週目 (1回)	●妊娠中の心得 異常のみつけ方、乳房マッサージ ●妊娠中の料理実習
第2週目	●お産の経過と妊娠体操 お産に必要な呼吸法、いきみ方
第3週目	●赤ちゃんのおふろと育て方 各自で実習
第4週目	●家族計画と懇談会

附 ありがとう
ごさいました

▼二月二十二日字屋良六七八の久高林正氏ご夫妻より古稀祝を記念して町社会福祉協議会へ十万円、町老人クラブ連合会へ十万円、東区自治会、東区老人クラブへそれぞれ五万円ずつ計三十万円の寄附がございました。

▼三月一日字嘉手納三〇二の上運天次郎氏より上運天カマドさんの喜寿祝を記念して町社会福祉協議会へ十万円、町育英会十万円計二十万円の寄附がございました。

▼字嘉手納四四〇の佐久間盛松氏より故佐久間三郎氏の香典返しとして十万円。その他渡口彦信氏、町田典子さん、長嶺幸子さん、知花光子さん等からも寄附がございました。

四月の行事

一日九一八時町婦人会総会（中公ホール）
二十六日一四一七時青少年協議会（ホール）
二十八日一四一七時子どもの本の学校（ホール）